

第 7 5 7 号 平成29年8月10日 発行	<h1 style="margin: 0;">天理市公報</h1>	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
----------------------------	-----------------------------------	-----------------------

目 次

条 例	番 号	頁 数
・天理市営住宅条例の一部を改正する 条例	27	1
規 則	番 号	頁 数
・天理市文化センター・市民会館運営 審議会規則	26	2
告 示	番 号	頁 数
・放置自転車等の保管について	264	3
・放置自転車等の保管について	265	3
・公示送達について	266	4
・放置自転車等の保管について	267	4
・放置自転車等の保管について	268	4
・放置自転車等の保管について	269	5
・放置自転車等の保管について	270	5
・放置自転車等の保管について	271	6
・公示送達について	272	6
・放置自転車等の保管について	273	6
・放置自転車等の保管について	274	7
・放置自転車等の保管について	275	7
・違反広告物の保管について	276	8
・放置自転車等の保管について	277	8
・放置自転車等の保管について	278	8
・公示送達について	279	9
・放置自転車等の保管について	280	9
・公示送達について	281	9
・放置自転車等の保管について	282	10
・放置自転車等の保管について	283	10
・放置自転車等の保管について	284	11
・大和都市計画地区計画の縦覧につい て	285	11

・放置自転車等の保管について	286	11
・放置自転車等の保管について	287	12
・放置自転車等の保管について	288	12
・放置自転車等の保管について	289	12
・放置自転車等の保管について	290	13
・放置自転車等の保管について	291	13
・公示送達について	292	14
・放置自転車等の保管について	293	14
・放置自転車等の保管について	294	14
・公示送達について	295	15
・公示送達について	296	15
・放置自転車等の保管について	297	15
・放置自転車等の保管について	298	16
公 告	番 号	頁 数
・一般競争入札について	28	16
・一般競争入札について	29	19
・公募型プロポーザルの実施について	30	22
教 育 委 員 会	番 号	頁 数
・定例教育委員会の招集について	10	26
農 業 委 員 会	番 号	頁 数
・農業委員会総会の招集について	7	26
・農業委員会の招集について	8	27
選 挙 管 理 委 員 会	番 号	頁 数
・天理市長選挙及び天理市議会議員補 欠選挙における選挙人名簿の登録基 準日等について	4	27
公 営 企 業	番 号	頁 数
・公示送達について【告示】	4	27
・平成29年度下水道事業受益者負担金 賦課対象区域について【公告】	26	27

条 例

(平成29年8月1日揭示済)

天理市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年8月1日

天理市長 並 河 健

天理市条例第27号

天理市営住宅条例の一部を改正する条例

天理市営住宅条例（平成9年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「第10条」を「第11条」に改める。

第14条第1項中「第11条」を「第12条」に改める。

第16条第2項中「第8条」を「第7条」に改める。

第40条及び第41条中「第11条」を「第12条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

（平成29年7月31日掲示済）

天理市文化センター・市民会館運営審議会規則をここに公布する。

平成29年7月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第26号

天理市文化センター・市民会館運営審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、天理市文化センター条例（昭和62年12月天理市条例第25号）第5条第3項及び天理市市民会館条例（昭和42年3月天理市条例第13号）第3条第3項に規定する天理市文化センター・市民会館運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員9人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験を有する者
- （2）市議会の議員
- （3）市区長連合会の役員
- （4）市教育委員会の委員
- （5）市公民館運営審議会の委員
- （6）文化関係団体の役員
- （7）その他市長が必要と認める者

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役職により委嘱されている委員がその役職を退いたときは、委員の職を辞任したものとみなす。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、くらし文化部文化振興課において処理する。

（その他）

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成29年8月1日から施行する。

（天理市事務分掌規則の一部改正）

2 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条文化振興係の項第6号中「天理市文化センター運営審議会及び天理市市民会館運営審議会」を「天理市文化センター・市民会館運営審議会」に改める。

（天理市文化センター条例施行規則の一部改正）

3 天理市文化センター条例施行規則（平成27年3月天理市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第3条から第7条までを削り、第8条を第3条とし、第9条から第15条までを5条ずつ繰り上げる。
様式第1号中「第8条関係」を「第3条関係」に改める。
様式第2号及び様式第3号中「第9条関係」を「第4条関係」に改める。
様式第4号中「第10条関係」を「第5条関係」に改める。
様式第5号中「第13条関係」を「第8条関係」に改める。

(天理市民会館条例施行規則の一部改正)

- 4 天理市民会館条例施行規則（昭和48年6月天理市規則第18号）の一部を次のように改正する。
第3条から第5条までを削り、第6条を第3条とし、第7条から第11条までを3条ずつ繰り上げる。
第12条を削り、第13条を第9条とする。
様式第1号及び様式第2号中「第6条関係」を「第3条関係」に改める。
様式第3号中「第7条関係」を「第4条関係」に改める。
様式第4号中「第8条関係」を「第5条関係」に改める。
様式第5号中「第11条関係」を「第8条関係」に改める。

告 示

(平成29年7月6日揭示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月6日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年7月6日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月6日から平成29年9月6日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,050円
 - イ 保管費 1,020円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先
天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成29年7月7日揭示済)

天理市告示第265号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月7日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年7月7日
- 3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月7日から平成29年9月7日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月10日揭示済)

天理市告示第266号

公示送達について

平成29年度納税通知書（固定資産税・都市計画税）を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、地方税法第20条の2第2項の規定によりこの公示送達に係る関係書類は、当市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年7月10日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年7月10日揭示済)

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月10日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月10日から平成29年9月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月10日揭示済)

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 7 月10日
 - 3 移動対象区域
天理市川原城町7 0 9番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月10日から平成29年 9 月10日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 7 月10日揭示済)

天理市告示第2 6 9号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 7 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 7 月10日
 - 3 移動対象区域
天理市田井庄町6 0 9番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月10日から平成29年 9 月10日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 7 月10日揭示済)

天理市告示第2 7 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 7 月10日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、
なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 7 月10日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町7 3 1番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年7月10日から平成29年9月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年7月11日揭示済)

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月11日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年7月11日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年7月11日から平成29年9月11日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年7月12日揭示済)

天理市告示第272号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年7月12日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年7月12日揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

- 平成29年 7 月12日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町7 3 1番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月12日から平成29年 9 月12日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 7 月12日揭示済)

天理市告示第2 7 4号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 7 月12日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 7 月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月12日から平成29年 9 月12日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 7 月13日揭示済)

天理市告示第2 7 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成29年 7 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年 7 月13日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月13日から平成29年 9 月13日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年 7 月13日 揭示済)

天理市告示第276号

屋外公告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成29年 7 月13日

天理市長 並 河 健

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	犬の美容室プチワン	立看板	1	石上町	H29. 7. 10	H29. 7. 10	市役所地下 駐車場
2	山晃住宅	ラック	1	三島町			
3	メモリーホーム	ラック	1	石上町			
4	メモリーホーム	ラック	1	森本町			
5	メモリーホーム	ラック	4	三島町			
6	賃貸館	ラック	1	三島町			
7	アパマン	ラック	2	三島町			
8	ラック(広告主不明)	ラック	1	森本町			
9	ラック(広告主不明)	ラック	5	三島町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課 (0743-63-1001 内線330)

(平成29年 7 月14日 揭示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 7 月14日
 - 3 移動対象区域
天理市二階堂上之庄町229番地1先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月14日から平成29年 9 月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 7 月14日 揭示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

- 2 移動日
平成29年7月14日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月14日から平成29年9月14日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月18日揭示済)

天理市告示第279号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年7月18日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の第3項の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年7月18日揭示済)

天理市告示第280号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月18日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月18日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月18日から平成29年9月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月19日揭示済)

天理市告示第281号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭

和25年法律226号) 第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年 7 月19日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成29年 7 月19日 揭示済)

天理市告示第282号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号) 第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 7 月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月19日から平成29年 9 月19日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年 7 月20日 揭示済)

天理市告示第283号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年 9 月天理市条例第30号) 第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年 7 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所においてに放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年 7 月20日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町760番地7先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年 7 月20日から平成29年 9 月20日まで(毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月20日揭示済)

天理市告示第284号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月20日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月20日から平成29年9月20日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月20日揭示済)

天理市告示第285号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、大和都市計画地区計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年7月20日

天理市長 並 河 健

- 1 都市計画の種類及び名称
大和都市計画地区計画（杣之内町元山口方地区）
- 2 都市計画を定める土地の区域
天理市杣之内町の一部
- 3 都市計画の縦覧場所
天理市川原城町605番地
天理市建設部まちづくり計画課内

(平成29年7月21日揭示済)

天理市告示第286号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年7月21日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月21日から平成29年9月21日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年7月24日揭示済)

天理市告示第287号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月24日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月24日から平成29年9月24日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月26日揭示済)

天理市告示第288号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月26日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月26日から平成29年9月26日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月27日揭示済)

天理市告示第289号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月27日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月27日から平成29年9月27日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月28日揭示済)

天理市告示第290号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年7月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年7月28日から平成29年9月28日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成29年7月31日揭示済)

天理市告示第291号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年7月31日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成29年7月31日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間

平成29年7月31日から平成29年10月1日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年8月1日揭示済)

天理市告示第292号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年8月1日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の第3項の規定により、公示送した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年8月1日揭示済)

天理市告示第293号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月1日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年8月1日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年8月1日から平成29年10月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成29年8月2日揭示済)

天理市告示第294号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月2日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年8月2日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年8月2日から平成29年10月3日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成29年8月3日揭示済）

天理市告示第295号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年8月3日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）介護保険法第143条の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

（平成29年8月3日揭示済）

天理市告示第296号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成29年8月3日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意）国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

（平成29年8月3日揭示済）

天理市告示第297号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月3日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成29年8月3日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成29年8月3日から平成29年10月4日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成29年8月4日揭示済)

天理市告示第298号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成29年8月4日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成29年8月4日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成29年8月4日から平成29年10月5日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

公 告

(平成29年7月12日揭示済)

天理市公告第28号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年7月12日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 田井庄池公園整備工事
- (2) 工事場所 天理市 田井庄町
- (3) 工事概要 田井庄池公園整備工事 A=9725㎡
芝生張 A=1708㎡
排水構造物工 1式
照明灯設置 N=5基
ハンドホール設置 N=6基
電線管布設 L=610m
舗装工 A=1019㎡
縁石工 L=325m
ベンチ設置 N=4基
柵工 L=202m
パーゴラ設置 N=1基
- (4) 工 期 平成30年2月28日まで
- (5) 予定価格 36,688,680円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 32,670,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年

法律第100号)第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第7条の規定による建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事業の総合評定値を有する者であること。
- ④ 天理市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成29年度)において土木一式工事業の格付がA1等級ならびにA等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事業の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事業を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 別表3の資格を有する者。
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事業にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者。

(4) 次に掲げる設計業務の受託者(以下「当該受託者」という。)と資本又は人事面において関連があるものでないこと。

名称 玉野総合コンサルタント(株) 奈良事務所
住所 奈良市西大寺赤田町1-2-13

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555
天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表(入札日程)のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵

便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- (2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則(昭和48年2月天理市規則第4号)第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効
本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

田井庄池公園整備工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成29年 7 月12日（水）から 平成29年 7 月21日（金）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成29年 7 月12日（水）から 平成29年 7 月21日（金）まで 申請書等の様式は天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成29年 7 月24日（月） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年 7 月31日（月）発送
質問書への回答日	平成29年 7 月31日（月）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年 8 月 3日（木）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年 8 月 9日（金）発送
入札書到着期限日	平成29年 8 月17日（木）
開札の日時	平成29年 8 月18日（金） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成29年 8 月18日（金） 午前11時30分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年 7 月27日 掲示済）

天理市公告第29号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年 7 月27日

天理市長 並 河 健

第 1 工事概要

- (1) 工 事 名 天理市立柳本幼稚園園舎耐震補強工事
- (2) 工事場所 天理市柳本町
- (3) 工事概要 管理棟、保育棟 2 棟及び渡り廊下耐震補強工事
- ・鉄骨柱、梁、補強ブレース新設工事 1.0式
 - ・既存CB壁撤去及びALC壁新設工事 1.0式
 - ・内装改修工事 1.0式
 - ・渡り廊下屋根改修工事 1.0式
 - ・上記に伴う電気設備及び機械設備工事 1.0式
- 保育棟 1 棟解体工事
- 遊戯室棟女性便所改修工事
- ・和式便器 2 台撤去及び洋式便器 2 台新設 1.0式
- 外構工事
- (4) 工 期 平成30年 5 月31日まで
- (5) 予定価格 139,806,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 125,825,400円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) 前 払 金 平成29年度、平成30年度共に、各当該年度の出来高予定額に応じて支払いを行う。

第 2 競争参加資格

- (1) 本市に建設工事入札参加資格申請書を提出している建築工事業の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するものうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの。)

であって、次の(2)から(4)に掲げる条件をすべて満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。

(2) 次の条件をすべて満たしていること。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法の規定による特定建設業の許可を、建築工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における建築一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本市が平成29年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成29年度）において建築一式工事の格付がA等級に位置づけられている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
- ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
- ⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

- ① 一級建築施工管理技士もしくは一級建築士の資格を有する者、又はこれと同等以上の能力を有するものと国土交通大臣が認定した者
- ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者
- ③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、建築工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」、又は監理技術者講習修了履歴の記載がある「監理技術者資格者証」の交付を受けている者

(4) 次に掲げる設計業務の受託者（以下「当該受託者」という。）と資本又は人事面において関連がある者でないこと。

名 称	有限会社 優建築工房
住 所	天理市櫛本町2783-41

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

- ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 提出場所 第3(1)に同じ。
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 持参すること。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

- ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
- ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおりの日回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵

便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日時 別表(入札日程)のとおりとする。

(2) 場所 天理市川原城町605番地
天理市役所 3階 334会議室

第9 落札者の決定方法

(1) 入札の回数は、1回とする。

(2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 金額については、請負代金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

天理市立柳本幼稚園園舎耐震補強工事	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成29年7月27日（木）から 平成29年8月7日（月）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成29年7月27日（木）から 平成29年8月7日（月）まで
質問書の提出期限	平成29年8月9日（水） 質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成29年8月18日（金）発送
質問書への回答日	平成29年8月18日（金）発送
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成29年8月23日（水）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成29年8月28日（月）発送
入札書到着期限日	平成29年9月4日（月） 書留郵便にて 日本郵便株式会社 天理郵便局に必着のこと
開札の日時	平成29年9月5日（火） 午前9時30分
くじを行う場合の日時	平成29年9月5日（火） 午前11時30分

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（平成29年8月1日揭示済）

天理市公告第30号

公募型プロポーザルの実施について

下記の業務について、公募型プロポーザルの参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成29年8月1日

天理市長 並 河 健

天理市若者世代男女共同就業促進事業

1. 目的

全国的に問題となっている少子化傾向は、本市でも深刻な問題となっている。このことには、価値観の多様化・核家族化の進行・婚姻を望まない若年層の増加・定職に就けない等の経済的問題等、原因として様々な要素がからんでいる。

厚生労働省「第13回21世紀成年者縦断調査（2014）」の「子供がいる夫婦の夫の休日の家事・育児時間別にみたこの12年間の第2子以降の出生状況」を見ると、第2子以降の出生数は、夫の家事・育児時間の長さに比例していることは明らかである。今回、本市として「夫の家事・育児時間を延長することで母子の健康を維持増進させ、第2子以降の出産を期待し、少子化傾向に歯止めをかける」「夫に家事・育児を分担してもらえという母親の身体的・精神的ゆとりをその就労に結びつけ、経済的に出産をためらっているという状況を改善する」ということを目的とし、天理市若者世代男女共同就業促進事業（以下「本事業」という。）に取り組む。本事業は、他自治体における先例が少なく、また専門的な知識やノウハウが必要となることから、事業者（個人事業者を除く。）に委託して行うものとし、本市の条件に最も適した企画提案を募集するため、公募型プロポーザルを行うものとする。

2. 事業の概要

- (1) 事業名称 天理市若者世代男女共同就業促進事業
- (2) 事業内容 「8. 事業内容」に定めるとおり
- (3) 事業期間 契約締結日から平成33年3月31日まで
- (4) 予 算 1年度間の上限を255万円とし、平成32年度までの4年度間で総額1,020万円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加資格者は、次に掲げる条件を全て満たすこととする。ただし、複数の団体の連合体での参加はできない。

プロポーザルに参加しようとする者は、以下の(1)から(5)に掲げる資格を有することを証するために、参加表明書を提出し、参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、「6. 参加表明書の提出」に掲げる提出期限内に参加表明書及び資料の提出をしない者並びに参加資格がないと認められた者は、プロポーザルに参加することができない。

プロポーザル参加資格の確認は、参加表明書提出後速やかに行い、その結果は通知書の発送をもって行う。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書提出日から委託候補者選定結果通知日までの期間で、天理市建設工事等入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 天理市暴力団排除条例（平成23年天理市条例第22号）第6条に規定される暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 参加表明書提出日において、国税、地方税を滞納していないこと。

4. 実施要領等関係書類の配布

実施要領等の関係書類については、天理市公式ホームページからダウンロードし入手する。

また、「天理市まち・ひと・しごと創生総合戦略」および、関係機関（天理市子育て世代すこやか支援センター・しごとセンター・産業振興館・男女共同参画プラザ・保健センター）の概要については、天理市公式ホームページ等で確認すること。

※天理市公式ホームページ（<http://www.city.tenri.nara.jp/>）

5. プロポーザル実施手順

実施要領の公表から選定までの実施手順は以下のとおりである。

内 容	期 間 等
実施要領の公告	平成29年8月1日（火） ※天理市公式ホームページ上で公開する
参加表明書の提出期間	平成29年8月1日（火）から 平成29年8月15日（火）まで
質問受付期間	参加表明書提出から 平成29年8月18日（金）17時まで ※天理市公式ホームページ上で8月25日（金）に質問を回答するとともに、参加資格結果を参加表明者に通知する
企画提案書等の提出期間	平成29年8月28日（月）から 平成29年9月19日（火）まで
第一次審査 （書類審査）	平成29年9月27日（水） ※提案者が3社を超える場合に実施し、第二次審査の対象とする参加事業者3社を選定し、第一次審査参加者全員に結果通知する ※第一次審査通過者に第二次審査の案内を通知する
第二次審査 （書類審査及びプレゼンテーション審査）	平成29年10月13日（金） ※委託候補者選定結果は、第二次審査参加者全員に通知する
審査結果の公表	平成29年10月中旬（予定）
契約締結	平成29年10月下旬（予定）

6. 参加表明書の提出

(1) 提出期間

平成29年8月1日（火）から平成29年8月15日（火）まで（当日必着）

(2) 提出方法

提出は、持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出すること。

なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

(3) 提出先

天理市健康福祉部健康推進課へ提出すること。

(4) 提出書類

① 参加表明書（様式1）1部

② 事業者概要（任意様式）各1部

・構成員調書又はそれにかわるもので、組織体制がわかるもの

・履歴事項全部証明書

・法人の定款や規則がわかるもの

・直近の財務諸表またはそれにかわる会計状況がわかるもの

・消費税及び地方消費税並びに所得税または法人税に未納がないことを証する書類

7. 質問受付及び回答

(1) 質問受付期間

参加表明書提出から平成29年8月18日(金)17時15分まで(当日必着)

(2) 受付方法

質問は、文書(様式自由)にて電子メールで天理市健康福祉部健康推進課へ提出すること。

なお、質問は、参加表明書を提出した事業者のみ受け付けるものとする。

(3) 回答方法

寄せられたすべての質問とそれに対する回答を、平成29年8月25日(金)に天理市公式ホームページに掲載する。

8. 事業内容

(1) 提案による事業

受託者は、本プロポーザルにおいて自らが提案した事業を行う。提案内容は、下記①から⑤に記載したとおりとする。ただし、各項目の下に示したものはあくまでも例示であるため、必ず、それを含まなければならないものではなく、例示以上の提案者の創意工夫のある具体的な提案を求めるものである。

① 男性が家事・育児を積極的に行うことについて、当事者だけでなく市全域でプラスのイメージを持つような周知広報活動

- ・4年度間、連続して使用するキャッチコピーの提示
- ・インパクトのあるイベントの開催
- ・SNSを活用した継続的なPR活動など

② 男性が積極的に家事・育児を行うため、そのやり方や考え方を教示し、楽しさを感じるようにするための講座・講演

- ・「させられている」という感覚ではなく、自ら楽しさを見い出せるような連続講座
- ・単に「男性が家事・育児をするようにする」というだけではなく、自然と家庭内で良好なチームワークができるような仕掛けがある講座など

③ 家事・育児を積極的に行う男性または家族同士のグループ化とその継続を目的とした活動

- ・グループ化を目的とした定期的な集会や講座の開催
- ・各事業後のグループ化を促進するためのメーリングリストの作成など

④ 天理市行政の健康福祉部門(保健センター、子育て世代すこやか支援センター)と産業振興部門(産業振興館、しごとセンター)、くらし文化部門(男女共同参画プラザ)(以下「行政関係機関」という。)がそれぞれ連携し、就業促進を見込んだ事業推進体制の提案及び構築支援

- ・本事業によって形成されたグループやイベント等の参加者を行政関係機関とつないでいくアイデアの提示
- ・行政関係機関が連携したイベント開催の提案など

⑤ 提案形式については、平成29年度が年度半ばからの事業開始となること及び初年度に本事業の意義目的を広く市民に知らしめる必要があることから、平成29年度とそれ以降の事業とを分けた形で提案を求める。

【平成29年度】

- ・30組以上の集客を見込める天理駅前広場を使用しての「イクメンフェスタ(仮)」の開催
- ・「家事・育児を積極的に行う男性」のイメージアップになるような広報活動
- ・次年度以降につながる連続講座や講演など

【平成30年度～32年度】

- ・計画的な講座、講演の開催
- ・家族同士を結び付けていくグループ化支援
- ・学んだことを継続して取り組む男性及び家族が増えていくための効果的な広報活動
- ・行政関係機関が連携し、就業支援に結び付くアイデアの提示など

(2) 付随業務

受託者は、各事業の付随業務として下記①から④に記載した業務を行う。

① 受託者は、4年度間にわたる全体的な事業計画及び各年度ごとの評価基準が設定された事業計画及び予算書を作成し、提出する。

② 受託者は、各事業の準備及び連絡調整並びにその周知等を行う。

③ 受託者は、各事業の評価及び分析を行う。

④ 受託者は、年度終了後、事業報告書及び決算書を作成し、提出する。また、最終年度終了後、全体的な事業報告書を作成し、提出する。

(3) 注意事項

① 受託者は、平成29年度から平成32年度までの基本協定を本市と締結した上で、各年度ごとの事業委託契約を市と締結する。

② 受託者は、業務の詳細について常に市と連絡をとり、十分な打合せをして、業務の目的を達成しなければならない。

③ 受託者は、主体的に事業を行うものとし、当該受託業務について責任者を置き、市との協議およ

び事前打ち合わせに出席させるものとする。また業務を円滑に行うため、適切な人員の配置を行うものとする。

- ④ 受託者は、天理市個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしはならない。このことは、業務終了後においても同様とする。
- ⑤ 本業務に関する内容は、本市の許可なく他に公表等をしてはならない。
- ⑥ 業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による損害が判明した場合は、受託者は速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- ⑦ 本業務により、本市のために作成されたものに関する知的財産権は、本市に帰属するものとする。

9. 委託料の支払い

原則、年度ごとの完了払いとする。ただし、事業の内容によっては、本市と事前協議の上、一部前払いまたは部分払いも可能なものとする。

委託経費の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費（人件費、謝金、旅費、役務費、会議費、需用費、賃借料等）とし、備品購入など団体の財産取得となりうる経費は認めない。

10. 企画提案書等の提出

(1) 提出期間

平成29年8月28日（月）から平成29年9月19日（火）まで（当日必着）

(2) 提出方法

提出は、持参または郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

なお、持参する場合の受取時間は、土・日・祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

(3) 提出先

天理市健康福祉部健康推進課へ提出すること。

(4) 提出書類及び部数

提案については、「4. 実施要領等関係書類の配布」にある関係書類に加えて、提案者の独自の調査研究により、本業務に関する関連事情を十分理解した上で企画提案書が作成されることを期待している。用紙、文字数、文字サイズ等の書式等は指定しない。写真、図表等を用い、視覚的にわかりやすいものとするよう工夫すること。②から⑥の書類をクリップ留めしたものを8部作成し、①の書類を1部添付の上、提出すること。

① 企画提案提出届（様式2）

② 過去3年間の同種・類似事業の実績がわかるもの（任意様式）

③ 主たる担当者の同種・類似事業の経験がわかるもの（任意様式）

④ 企画提案書（任意様式）

⑤ 作業工程表（任意様式）

⑥ 業務委託参考見積書（消費税及び地方消費税を含む。）（任意様式）

※見積書に内訳書を添付すること。

※見積書は、委託上限額の範囲での提案であることを確認するためのものであり、提出された額を以て契約するものではない。

※企画提案書は、個人情報等に配慮するなど、可能な限り公表してもよい形で作成すること。

11. 審査方法及び評価基準

(1) 審査方法

公募型プロポーザル方式とし、別に定める天理市若者世代男女共同就業促進事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）で、以下の方法により最優秀提案者の選定を行う。本市は、最優秀提案者と委託契約の交渉を行うものとするが、辞退その他の理由により契約できない場合は、優秀提案者と契約交渉ができるものとする。

① 第一次審査（書類審査）

提出された提案書等について、選定委員会において書類審査を行い、上位3社を選定した上で、すべての提案者にその結果を文書通知する。

なお、提案者が3社以内の場合は、第一次審査は実施せず、すべての提案者を第一次審査通過者として扱う。

なお、第一次審査での各提案者の評価点及び合計点は、第二次審査においては参考資料とするものであり、第二次審査においてはすべての項目について再評価する。

② 第二次審査（書類審査及びプレゼンテーション審査）

第一次審査通過者によるプレゼンテーションを以下の要領で行い、最優秀提案者及び優秀提案者を選定し、第一次審査通過者全員に対し、その結果を通知する。

ア) 各事業者の出席者は3名以内とし、主たる担当者は必ず出席すること。

イ) 説明時間は、1社あたり30分以内とする。（提案者のプレゼン20分、質疑応答10分を目安とする。）

なお、パソコンを用いる場合、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと。

（プロジェクター及びスクリーンは市で準備する。）

ウ) 第二次審査の詳細日程は該当者に別途通知する。

エ) 提出済みの企画提案内容の範囲内で、プレゼンテーション時の説明用資料を認めるが、前日までに事務局までデータを送付しておくこと。プレゼンテーション当日は、提案者が配布資料を8部準備すること。

(2) 評価基準

以下の項目により評価を行う。評価方法等の詳細については、別途「天理市若者世代男女共同就業促進事業公募型プロポーザル審査要領」に定める。

- ① 事業実績
- ② 事業実施体制
- ③ 企画提案
- ④ 見積金額
- ⑤ プレゼンテーション

(3) 審査結果の公表

審査委員会は非公開とし、審査結果については、天理市公式ホームページにて公表する。

12. 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 業務委託費上限額を超える場合
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合
- (3) 提案内容等に虚偽の記載をした場合
- (4) 本要領や提出方法、提出期限を守らない場合
- (5) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

13. その他留意事項

- (1) 参加表明書が提出期限までに提出されなかった場合は、企画提案書を提出できないものとする。
- (2) 提出書類の提出、本企画提案募集への参加にかかる費用は、全て参加者の負担とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正又は変更は一切認めない。また、提出された提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書等について情報公開請求があった場合は、天理市情報公開条例（平成9年12月天理市条例第31号）に基づき提出書類を公開することがある。
- (5) 参加者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。
- (6) 市は、参加者からの提案に拘束を受けない。
なお、本要領に定めるもののほか、提案にあたって必要な事項が生じた場合には、参加者に通知する。
- (7) 本業務の具体的な業務の実施については、委託契約締結後に企画提案書等の内容を尊重し、本市と受託者で協議をしたうえで行う。

14. 担当部局（問合せ先）

〒632-8555 奈良県天理市川原城町605番地
天理市健康福祉部健康推進課（保健センター）
Tel 0743-63-1001（内線782 担当：森・児嶋）
fax 0743-62-7697
E-mail kennkou@city.tenri.nara.jp

教育委員会

(平成29年7月11日揭示済)

天教告示第10号

平成29年7月14日午後3時から7月定例教育委員会を天理市役所に招集する。
平成29年7月11日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成29年7月7日揭示済)

天農委告示第7号

平成29年7月20日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会総会を天理市役所に招集する。
平成29年7月7日

天理市長 並 河 健

議案第1号 議席の決定について
議案第2号 議事録署名委員選出について

- 議案第3号 会長選出について
- 議案第4号 副会長選出について
- 議案第5号 天理市農地利用最適化推進委員の報告について
- 議案第6号 農家代表者会委員の選出について
- 議案第7号 その他

(平成29年7月31日揭示済)

天農委告示第8号

平成29年8月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成29年7月31日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第1号 農地法第3条に関する申請について
- 議案第2号 農地法第4条に関する申請について
- 議案第3号 農地法第5条に関する申請について
- 議案第4号 その他

①市街化区域の専決処分について(報告)

選挙管理委員会

(平成29年8月4日揭示済)

天選告示第4号

平成29年10月1日執行予定の天理市長選挙及び天理市議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間を次のように定めた。
平成29年8月4日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

- 1 登録基準日 平成29年9月23日
- 2 登録日 平成29年9月23日
- 3 縦覧期間 平成29年9月24日

公営企業

(平成29年7月13日揭示済)

天理市上下水道局告示第4号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、送達につき困難な事由があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第4項の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は当市上下水道局総務経営課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

平成29年7月13日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所、氏名及び名称並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成29年7月24日揭示済)

天理市上下水道局公告第26号

平成29年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第7条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成29年7月24日

天理市上下水道事業の管理者
天理市長 並 河 健

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第1処理分区	田部町の一部

